

多子世帯利用給付 よくある質問Q&A

No	Q	A
1	第1子が小学生で、第2子の1歳児が認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。以下同じ)を利用している場合、第2子以降の利用料助成の対象となりますか。	静岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、対象となります。助成対象となるためには、多子世帯利用給付の確認を受ける必要がありますので、ご申請ください。
2	第1子が県外の大学に通っており、第3子の0歳児が認可外保育施設を利用している場合、第2子以降の利用料助成の対象となりますか。	保護者が、静岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、対象となります。助成対象となるためには、多子世帯利用給付の確認を受ける必要がありますので、ご申請ください。
3	生活保護受給中ですが、第2子以降の利用料助成の対象となりますか。	住民税非課税世帯、生活保護世帯、里親世帯は、国の無償化(施設等利用給付認定)の対象となるため、本申請はできません。
4	第2子の2歳児が認可保育施設(認定こども園、保育園、小規模保育施設・事業所内保育施設)を定期利用していて、認可外保育施設も併用して利用している場合、第2子以降の利用料助成の対象となりますか。	教育・保育給付認定と重複して助成を受けることはできませんので、本申請は対象外となります。
5	認可外保育施設の利用は、延長保育や夜間の利用でも助成の対象となりますか。	認可外保育施設の延長保育料は対象外です。 認可外保育施設の一時預かり、夜間保育は対象となります。
6	静岡・清水中央子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業、認可保育施設の一時預かり利用料は助成の対象となりますか。	静岡・清水中央子育て支援センターの一時預かり利用料は助成の対象となりますが、ファミリー・サポート・センター事業、認可保育施設の一時預かり利用料は助成の対象となりません。
7	静岡市外の認可外保育施設等を利用した場合も利用料助成の対象となりますか。	設置市町村にて確認を受けた認可外保育施設等を利用した場合、助成の対象となります。こども未来課までお問い合わせください。
8	認可外保育施設を利用する第2子の2歳児が、4月以降、3歳児になった場合も利用料助成の対象となりますか。	多子世帯利用給付の有効期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなります。4月以降も保育の必要性がある場合は、国の無償化の対象となり、新たに施設等利用給付認定を受ける必要がありますので、3月末までにご申請ください。
9	企業主導型保育施設の地域枠を利用する第2子の2歳児が、4月以降、3歳児になった場合も利用料助成の対象となりますか。	多子世帯利用給付の有効期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなります。4月以降も保育の必要性がある場合は、国の無償化の対象となり、別途、教育・保育給付認定を受ける必要があります(教育・保育給付認定を受けていない場合)ので、ご申請ください。
10	給付確認を受けるための申請はいつまでにすればよいですか。	認可外保育施設等の利用開始予定日より前にご申請ください。遡っての確認申請はできませんので、必ず、利用希望日以前に申請してください。
11	給付確認を受けるための申請書、給付確認の内容変更のための変更届、助成を受けるための請求書の用紙はどこでもらえますか。	こども未来課または各区の子育て支援課入園係の窓口でお受け取りいただくか、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。ホームページからの電子申請も可能ですので、ご利用ください。
12	就労以外の要件でも保育の必要性の確認は受けられますか。	保育の必要性の確認要件は、認可保育所の利用と同等です。就労以外の要件は「申請のしおり」をご確認ください。
13	育児休業の要件でも保育の必要性の確認は受けられますか。	育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、保育の必要性の確認が受けられます。 ただし、育休取得後に保育施設等を新規利用する場合や利用施設を変更する場合は対象外となります。
14	育児休業の要件で給付確認を受けており、現在利用している認可外保育施設を退園して、別の認可外保育施設に転園する場合、給付確認はどうなりますか。	現在利用している認可外保育施設の退園日の属する月の月末までの確認となります。
15	月の途中で退職などで保育の必要性の事由がなくなった場合、給付確認の有効期間はいつまでですか。	保育の必要性の事由がなくなった日の属する月の月末までとなります。
16	月の途中で静岡市外へ引越した場合、給付確認の有効期間はいつまでですか。	転出日の属する月の月末までとなります。

多子世帯利用給付 よくある質問Q&A

No	Q	A
17	既に教育・保育給付認定を取得した子ども(認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等)が認可外保育施設等を利用する場合、助成の対象となるためには、別途、多子世帯利用給付の確認申請が必要ですか。	申請が必要です。 なお、支給認定期間が申請年度に開始し、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付認定結果通知書兼支給認定証」がある場合、保育の必要性はすでに確認されていますので、保育の必要性の事由を証明する書類(就労証明書等)の添付は不要です。
18	認可外保育施設に通っていますが、きょうだいが認可保育施設に通っています。保育の事由等、申請内容に変更が生じた場合、どのように手続きをすればよいですか。	お手数ですが、教育・保育給付認定と多子世帯利用給付、それぞれで、変更届の提出をお願いします。
19	多子世帯利用給付は、毎年確認申請する必要がありますか。	毎年の申請は必要ありませんが、保育の必要性の事由等を確認するため、年に1回、現況届及び保育の必要性の事由を証明する書類等の提出を求めます。
20	給付確認開始後、助成金の請求はいつまでにすればよいですか。	請求は3か月に一度の受付となります。3か月の利用終了後の翌月10日頃までにご請求ください。
21	月の途中が給付確認開始日となる場合、助成上限額はようになりますか。	月途中が給付確認開始日の場合、月額上限額が日割りとなります。具体的な日割り計算の方法は以下のとおりです。 【計算式】 19,000円×給付確認開始日以降のその月の日数÷その月の日数(10円未満の端数は切り捨て)
22	郵送での申請は可能ですか	郵送での申請は、受け付けておりません。 ホームページからの電子申請か、紙の申請書をこども未来課にご提出ください。 詳しくは、「申請のしおり」をご確認ください。なお、電子申請の場合は、申請者(保護者)の本人確認書類の添付が必要です。
23	電子申請の場合、必要書類はどのように提出すればよいですか。	紙でご用意していただいた必要書類をスマートフォン等で撮影するかPDFにして、ご提出ください。 <u>画像データ提出の場合、提出前に添付ファイルを開いて、文字が潰れていないか、光の反射等で読めなくなっていないかを必ず確認してください。</u>